平成26年1月27日(月) 国土交通省関東地方整備局相 武 国 道 事 務 所

# 記者発表資料

国道16号八王子拡幅(東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで)の事業認定申請を行いました。

国土交通省関東地方整備局は、1月27日に国道16号八王子拡幅(東京都八王 子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで)について、土地収用法に 基づく事業の認定を国土交通大臣に申請しましたのでお知らせします。

#### ■事業認定申請に係る経緯

国道16号八王子拡幅(東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで)については、これまで多くの地権者のご協力を得て、現在、約94%の用地を取得(平成25年12月末現在)し、順次工事を実施しているところです。一方、残る未取得用地については、地権者の方々との交渉を重ねているところです。しかし、一部の方のご協力が得られず、現時点では取得の目途が立たない状況となっており、今後も解決の見通しの立たない場合に備え、土地収用法に基づく事業認定申請を行いました。

なお、引き続き、任意による用地取得にご協力頂けるよう努めて参ります。

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会

東京都庁記者クラブ、八王子記者クラブ、立川市政記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ

#### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL 042-643-2001 (代表)

FAX 042-644-3524

むらさし てつお きむら よしお

副所長(技術)村刺 徹雄 調査課長 木村 佳夫

## 路線の概要

国道16号は、神奈川県横浜市、神奈川県相模原市、東京都八王子市、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市などの都心から30kmから40km圏の主要な都市を通過する延長約330kmの重要な道路です。

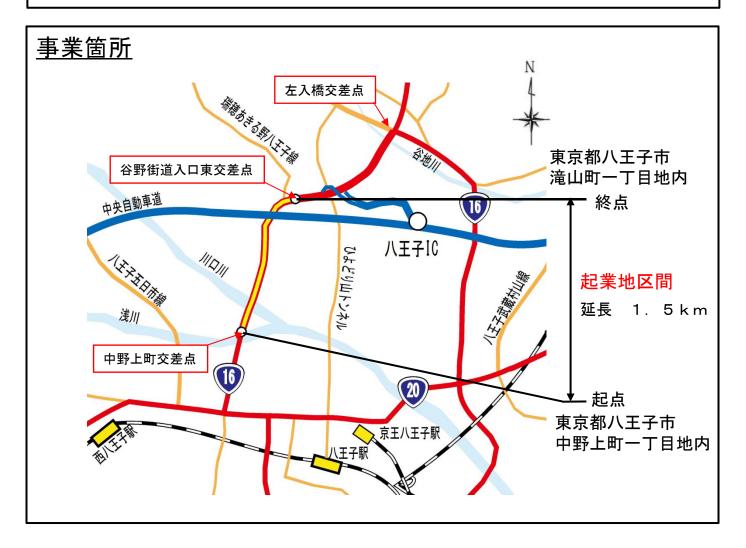
そのうち、八王子市中野上町交差点から左入橋交差点までの延長2.7 km区間について、2車線道路を4車線道路にして交通渋滞の緩和を目的とした「国道16号八王子拡幅」事業を進めております。

現在、谷野街道入口東交差点から左入橋交差点までの1.2 km区間については、4車線道路として完成しています。中野上町交差点から谷野街道入口東交差点までの1.5 km区間については、現在も4車線道路への拡幅工事を進めております。

## 事業認定申請区間

〇起業地区間

東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで 延長 1.5km



## 用地の取得状況

国道16号八王子拡幅(東京都八王子市中野上町一丁目地内から 同市滝山町一丁目地内まで)

起業地区間延長: 1. 5 km

用地取得率:約94%

※用地取得率は平成25年12月末現在(面積ベース)です。

# 工事の進捗状況

国道16号八王子拡幅(東京都八王子市中野上町一丁目地内から同市滝山町一丁目地内まで)では、現在、主に中央自動車道交差部から谷野街道入口交差点における道路拡幅工事を進めています。

至: さいたま 谷野街道入口 交差点 中央自動車道 中央自動車道 起業地区間 延長 1.5 km

川미川

至:横浜

浅川

谷野街道入口交差点付近の 工事の状況

### ①さいたま方面



撮影日:平成26年1月14日

#### ②横浜方面



撮影日:平成26年1月14日

### 1. 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法29条3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土 交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事 業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に 寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収 用又は使用する必要があること』について認定する手続きです。

2. 土地収用法の手続きの主な流れ以下に、土地収用法における一般的な手続きを示します。

